店頭デリバティブ取引に係るご注意

○ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注１）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘を受け、取引を開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等は、当社顧客サポートまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記のＡＤＲ（注２）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

松井証券　FX サポート
電話番号　０１２０－９３７－２５２（フリーコール）

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）
電話番号 ０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）
ＦＩＮＭＡＣは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

（注１） ただし、以下に該当する場合は適用されません。
- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日前１年間に、２以上のお取引いただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注２）ＡＤＲとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、外国為替証拠金取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

○ 外国為替証拠金取引とは、一定の証拠金を当社に担保として差入れ、外国通貨の売買を行う取引です。
○ 外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、差し入れた証拠金を上回る多額の損失が発生する可能性を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客様ご自身の資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- 外国為替証拠金取引の取引手数料は無料です。ただし、受渡決済手数料は、通貨ペアごとに異なり、約定通貨数量×1～20 円です。
- 取引する通貨ペアで、スワップポイント(2 通貨間の金利差調整額)の受払いが発生します。また、取引対象である通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。

外国為替証拠金取引のリスクについて

- 為替相場の変動や、金利情勢、現地情勢(政治・経済・社会情勢)および各国の政府による規制等により、外国為替証拠金取引の対象となっている外国為替の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- スワップポイントの支払いにより、損失が生じるおそれがあります。
- お客様が差し入れている証拠金を上回る額の取引を行うことができることから、差し入れた証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。
- 相場状況の急変、指標の発表、著しい流動性の低下等に伴う価格の変動やスプレッド(売付価格（オファー）と買付価格（ビッド）の差)の拡大、価格の配信または注文の受付の停止により、意図した取引ができない可能性があります。
- 当社とカバー先の間の契約の終了や、当社またはカバー先の業務の変更や財産の状況の悪化等に伴い、カバー取引を継続して行うことができなくなった場合には、お客様との取引を継続することができず、お客様が想定されていない時点での反対売買が必要となることにより、損失を被る危険があります。

・お客様のリアルタイム維持率がロスカット率を下回ったと判定された場合、お客様の建玉を強制的に決済（ロスカット）いたします。ロスカットは、当社のカバー先となる金融機関等が銀行間外国為替市場（インターバンク市場）の実勢外国為替レートを基に提示する価格（以下、「カバー先提示レート」といいます）を参考に当社で生成した価格（売付価格と買付価格で構成される価格。以下、「当社生成レート」といいます）で、建玉を反対売買することにより決済します。そのため、ロスカット判定時の当社生成レートで約定する保証はなく、相場が急激に変動した場合等には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

カバー先の名称等について

・当社のカバー先は、次の通りです。

シティバンク、エヌ・エイ（Citibank, N.A.）
銀行業 / OCC［米国通貨監督庁］/ FRB［連邦準備制度理事会］

ユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）
銀行業 / FINMA［連邦金融市場監督機構］（スイス）

バークレイズ銀行（Barclays Bank Plc）
銀行業 / FCA［英国金融行為機構］/ PRA［英国健全性規制機構］

JP モルガン・チェース銀行（JPMorgan Chase Bank, N.A.）
銀行業 / OCC［米国通貨監督庁］/ FRB［連邦準備制度理事会］

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（Bank of America, N.A.）
銀行業 / OCC［米国通貨監督庁］/ FRB［連邦準備制度理事会］

株式会社三菱 UFJ 銀行
銀行業 / 関東財務局長（登金）第 5 号

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（Nomura International PLC）
証券業 / FCA［英国金融行為機構］/ PRA［英国健全性規制機構］

スタンダードチャータードバンク（Standard Chartered Bank）
銀行業 / FCA［英国金融行為機構］/ PRA［英国健全性規制機構］

コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト（COMMERZBANK AKTIENGESELLSCHAFT）
銀行業 / BaFin［ドイツ連邦金融監督庁］/ Deutsche Bundesbank［ドイツ連邦銀行］/ ECB［欧州中央銀行］

ゴールドマン・サックス・バンク・ユーエスエー（Goldman Sachs Bank USA）
銀行業 / FRB［連邦準備制度理事会］/ NYDFS［ニューヨーク州金融サービス局］/ CFPB［米国消費者金融保護局］

ステートストリート銀行(State Street Bank and Trust Company)
銀行業 / FCA［英国金融行為機構］/ PRA［英国健全性規制機構］

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエル

シー(Morgan Stanley & Co. International PLC)
証券業 / FCA［英国金融行為機構］/ PRA［英国健全性規制機構］
香港上海銀行(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)
銀行業 / HKMA［香港金融管理局］
ドイツ銀行(Deutsche Bank AG)
銀行業 / BaFin［ドイツ連邦金融監督庁］
エックス・ティー・エックス・マーケッツ・リミテッド(XTX Markets Limited)
リクイディティプロバイダー(Liquidity Provider) / FCA［英国金融行為機構］
ナットウエスト・マーケッツ・ピーエルシー(NatWest Markets Plc)
銀行業 / FCA［英国金融行為機構］/ PRA［英国健全性規制機構］
ウェルズ・ファーゴ銀行(Wells Fargo Bank, N.A.)
銀行業 /OCC[米国通貨監督庁］/ FRB[連邦準備制度理事会］
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行(BNP Paribas)
銀行業 /AMF[フランス金融市場庁］
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
銀行業 /APRA[オーストラリア健全性規制庁］
ジェーン・ストリート・フィナンシャル・リミテッド (Jane Street Financial Limited)
リクイディティプロバイダー/ FCA［英国金融行為機構］
記載のカバー取引先の他にもインターバンク市場等においてカバー取引を行う場合があります。

財産の管理方法および預託先について

- 当社は、外国為替証拠金取引に関してお客様から預託を受けた証拠金および取引の結果により実現した利益で、受渡しが完了している額(証拠金に含まれます)について、日証金信託銀行株式会社に金銭信託を行う方法により区分管理を行っています。

クーリング・オフの対象とならないことについて

- 外国為替証拠金取引に関しては、注文執行後にお客様が契約を解除すること（クーリング・オフ）はできません（金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません)。

外国為替証拠金取引(FX)の仕組等について

取引の方法

1. 対象通貨ペア、取引単位、呼値

取引の対象通貨ペア、取引単位、および呼値は下記表の通りです。

通貨ペア	最低取引単位	呼値
米ドル/円（USD/JPY）	1通貨単位	0.1銭
ユーロ/円（EUR/JPY）		
豪ドル/円（AUD/JPY）		
カナダドル/円（CAD/JPY）		
スイスフラン/円（CHF/JPY）		
英ポンド/円（GBP/JPY）		
NZドル/円（NZD/JPY）		
南アランド/円（ZAR/JPY）		
トルコリラ/円（TRY/JPY）		
メキシコペソ/円（MXN/JPY）		
ハンガリーフォリント/円（HUF/JPY）		
ポーランドズロチ/円（PLN/JPY）		
ノルウェークローネ/円（NOK/JPY）		
スウェーデンクローナ/円（SEK/JPY）		
中国人民元/円（CNH/JPY）		
ユーロ/米ドル（EUR/USD）		0.00001米ドル
豪ドル/米ドル（AUD/USD）		
英ポンド/米ドル（GBP/USD）		
NZドル/米ドル（NZD/USD）		
ユーロ/豪ドル（EUR/AUD）		0.00001豪ドル
英ポンド/豪ドル（GBP/AUD）		
米ドル/スイスフラン（USD/CHF）		0.00001スイスフラン
ユーロ/スイスフラン（EUR/CHF）		
英ポンド/スイスフラン（GBP/CHF）		
米ドル/カナダドル（USD/CAD）		0.00001カナダドル
豪ドル/カナダドル（AUD/CAD）		
NZドル/カナダドル（NZD/CAD）		
ユーロ/英ポンド（EUR/GBP）		0.00001英ポンド
ユーロ/NZドル（EUR/NZD）		0.00001NZドル
豪ドル/NZドル（AUD/NZD）		

英ポンド/NZ ドル（GBP/NZD）		
ノルウェークローネ/ スウェーデンクローナ（NOK/SEK）		0.00001 スウェーデンクローナ

2. 金銭の授受

外国為替証拠金取引に係る当社とお客様の間の金銭の授受は、全て外国為替証拠金取引口座で処理します。

3. 新規建てと決済

売建て・買建てのいずれも可能です。お客様から、当社所定の方法により受渡決済取引の申し込みがない限り、それぞれ反対売買を行うことにより決済されます。

4. 取引の受渡日

転売または買戻しを行った場合の受渡日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、米ドル/カナダドル（USD/CAD）の受渡日は、当該転売または買戻しを行った日の翌営業日とします。

上記に関わらず、当該翌々営業日または翌営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。

5. 建玉のロールオーバー

通貨の受渡しまたは転売もしくは買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

6. 注文の受付方法

取引注文の受付は、受渡決済を除き全てインターネット上に当社が設置する所定の取引サイト、または当社が提供するソフトウェアからのみ受注します。ただし、お客様が外部サービス会社の提供するサービスを通じて、当社のアプリケーション・プログラミング・インタフェース（API）を利用する場合はこの限りではありません。

なお、システム障害発生時を含め、その他の手段(電話、FAX 等)による受付は行いません。また、システム障害発生時は受渡決済の受付を停止する場合があります。

7. 価格の配信方法

① 当社の提供する外国為替証拠金取引に係る、お客様に提示する通貨の売付価格および買付価格は、当社生成レートです。このため、取引所外国為替証拠金取引における価格や各種情報ベンダーの提供する価格情報とは必ずしも一致するものではありません。また、お客様の端末と当社のシステム間および当社のシステム内の通信に伴う時間差が生じることにより、お客様が注文を入力する際の当社生成レートからかい離し

た価格で約定することがあります。なお、相場の急変時には、当該かい離が通常時に比べて広がることがあります。

② 当社は、お客様から本取引に関する注文を受付した際、当社生成レートを基に、当社が相手方となってお客様の注文に約定をつけます。

③ 当社生成レートは、売付価格と買付価格の間に差（スプレッド）があります。スプレッドは一定ではなく、為替相場の状況等を踏まえて随時変動します。また、同一通貨ペアであっても、スプレッドは注文の数量、種類および受付方法によって異なる場合があります。詳細は当社 FX ルールをご参照ください。

④ お客様へ通知した約定値段が、異常レート（当社生成レートがインターバンク市場の実勢外国為替レートから著しくかい離していると当社が判断した価格）に基づく値段であると当社が判断した場合、当該約定（その反対売買を含む）および約定処理を行った注文について、取消扱いとする処理を行うことがあります。当社で発生したシステム障害が原因で、お客様へ通知した注文の約定結果（約定の成否および約定値段）が、本来あるべき約定結果と異なると当社が判断した場合、当該約定結果について、本来あるべき約定結果となるよう訂正または取消扱いとする処理を行うことがあります。

⑤ 急激な相場変動時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先提示レートの提示がない時等、安定的で適切な当社生成レートを提供できる状況にないと当社が判断した場合、当社生成レートの配信を停止します。なお、当社生成レートの配信を停止した場合は、当社の外国為替証拠金取引の全ての注文の受付および約定処理を停止します。具体的には次のような状況が想定されます。

- インターバンク市場で複数の金融機関が適正な外国為替レートを提供できない状況
- 流動性が低下しカバー先と必要な取引を行えない状況
- 為替相場が短期間で極端に変動する状況

当社生成レートの配信が停止しており、配信を再開する場合については、カバー先から適正なカバー先提示レート提示を継続的かつ安定的に受け取ることが可能となり、そのレートが為替相場の実勢を反映していると当社が判断した場合に、当社生成レートの配信を再開します。当社生成レートの配信を再開した場合は、停止していた外国為替証拠金取引の全ての注文の受付および約定処理を再開します。

⑥　為替相場の急激な変動等により、当社生成レートの配信が停止され、その後再開した場合に、その再開した時点の当社生成レートによっては、リアルタイム維持率の低下に伴うロスカットが発動する場合があります。ロスカット注文が約定したときの損失は、お客様が差し入れている証拠金を上回る場合があります。

8. 当社のカバー取引について

お客様の注文が約定した際に当社が保有することとなるポジションは、対当する他の注文と相殺します（マリー取引）。対当する注文がなく、当社のポジションが一定量を超える場合は、その時点で最も条件の良い価格で取引できる第三者の金融機関（カバー先）との間で当社の為替リスク回避のための取引を行います（カバー取引）。当社のポジションが一定量を超えない場合でも、相場状況や当社が必要と判断する場合等にカバー取引を行う場合があります。相場急変時や、当社における為替リスクが過度に膨らんだ場合、全てのポジションについてカバー取引を行うことがあります。カバー取引は、分割して複数のカバー先との間で行うことがあります。マリー取引およびカバー取引はシステムで自動的に行います。ただし、流動性が著しく低下するなど相場の状況によっては、当社のディーラーがカバー取引の相手側、タイミングなどを判断してカバー取引を実施する場合があります。

9. 注文の種類

当社の提供する外国為替証拠金取引においては次に掲げる注文区分に応じ、当該注文を執行します。

①　成行（ストリーミング）注文

取引画面に表示される当社生成レートを基に、注文ボタンを押下したときの当社生成レートで発注する注文方法です。お客さまの発注画面の当社生成レートを基準としてスリッページ幅の設定が可能で、約定処理をする時点の当社生成レートがスリッページ幅の範囲内であれば約定し、範囲外であれば約定しません。

②　成行注文

注文を受け付けたときに当社生成レートをもって執行します。

お客様の発注時に取引画面に表示されている当社生成レートと実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様の端末と当社のシステム間および当社のシステム内の通信に伴う時間差により発生し、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

③　指値注文

売買価格を指定する（指値する）注文方法で、以下の条件で約定します。

a. 次の場合、当社生成レートではなく指値で約定します。

・買注文は、注文を受け付けて以降、当社生成レートが注文価格以下となった場合
・売注文は、注文を受け付けて以降、当社生成レートが注文価格以上となった場合

b. 次の場合、当社生成レートで約定します。
・注文を受け付けたときに、上記 a. の条件を満たす場合
・取引時間外に受け付けた注文（未約定のため、持ち越した注文を含む。）が、取引開始時に上記 a. の条件を満たす場合
・為替相場の状況等により当社生成レートの配信を停止した後、配信再開時に上記 a. の条件を満たす場合

④ 逆指値注文

注文時点の当社生成レートよりもお客様に不利な価格（例:買注文の場合には注文時点の当社生成レートより高い）を指定する注文方法です。トリガー価格（逆指値価格）に到達した時点で売買価格を指定せず発注し、当社生成レートで約定します。そのため、トリガー価格と実際の約定価格との間に差が生じている場合があり、約定価格はお客様が指定したトリガー価格よりも不利になることがあります。

⑤ トレール注文

逆指値注文に値幅（トレール幅）指定機能を追加し、相場の変動に応じて、逆指値注文のトリガー価格がトレール幅で変動する注文方法です。IFD 注文の決済注文（二次注文）と決済注文で利用可能です。

⑥ IFD（イフダン）注文

新規注文を出すと同時に、その新規注文（一次注文）が約定された場合に有効となる決済注文（二次注文）をセットで出す複合注文方式です。益出し注文は指値、損切り注文は逆指値で発注できます。

⑦ OCO 注文

2 つの注文を同時に発注し、どちらか一方の注文が約定された場合には、約定していない他方の注文が自動的に取消される複合注文方法です。OCO 注文は新規注文、決済注文いずれも利用可能です。

⑧ IFO 注文

新規注文を出すと同時に、その新規注文（一次注文）が約定された場合に有効となる OCO 注文（二次注文）をセットで出す複合注文方式です。

⑨ 一括決済注文

全建玉の決済注文をスリッページ幅の指定をせず、注文を受け付けたときに当社生成レートをもって執行する注文方法です。お客様の発注時に取引画面に表示されている

当社生成レートと実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があり、当該価格差は、お客様の端末と当社のシステム間および当社のシステム内の通信に伴う時間差により発生し、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

⑩　自動売買（リピート注文）

お客様があらかじめ設定した条件に基づいて生成された売買注文（新規注文（リピート一次注文）及び決済注文（リピート二次注文））が、自動的に繰り返し発注される注文方法です。なお、決済注文の注文価格は、新規注文の約定価格から益出し幅により決定されるため、設定条件が同一の場合でも異なる場合があります。

次の場合、自動売買によるリピート注文を含む発注済の新規注文が全て取り消されます。また、自動売買の運用を停止します。

・追加証拠金が発生した場合
・リアルタイム維持率が設定されているロスカット率を下回った場合
・お客様があらかじめ設定した運用停止ラインに抵触した場合

詳細は当社 FX ルールをご参照ください。

10. 取引の上限

当社において行う外国為替証拠金取引には、1 回の注文あたりの取引数量と、保有可能な建玉数量に上限が設定されています。詳細は当社 FX ルールをご参照ください。外国為替証拠金取引（FX）取引規程第 22 条第 2 項に記載する事項に該当した場合、お客様およびお客様の関連口座(※)について当社が個別に上限数量や新規建て注文を制限することができます。

※関連口座とは、次のいずれかに該当する口座を指します。

●お客様が個人の場合

お客様が代表者、あるいは取引責任者を務める法人の保有する口座。

●お客様が法人の場合

お客様の代表者、あるいは取引責任者を務める個人、あるいは法人が保有する口座。お客様と代表者、あるいは取引責任者が同一である法人の口座。お客様と密接な関係が認められる個人、あるいは法人の保有する口座。

11. 現物受渡決済（デリバリー）について

受渡決済の場合、当社の定める受渡決済手数料を加味した受渡決済価格に基づいて取引対象の通貨を授受するほか、受渡決済価格と約定価格の差に基づいて算出した差損益を授受します。受渡決済手数料の詳細はお問い合わせください。なお、手続は電話で受け付けますが、別途、書面の差入れ等の手続を行っていただく必要があるため、手続完了まで相当な期間を要します。

証拠金

1. 証拠金の預入れ

当社がお客様から預託を受ける証拠金は、日本円現金に限ります。外貨の預託および有価証券による充当はできません。お客様の入金は、総合口座へ入金いただいた後、別途、お客様自身による総合口座から FX 口座への振替手続が必要です。

2. 必要証拠金額

当社生成レートに応じた取引額に対して一定の証拠金率以上で当社が定める金額の証拠金が必要となります。一定の証拠金率とは以下の通りです。

（個人口座）

レバレッジコースに応じて、4%～100%の間で設定した証拠金率

※レバレッジコースは個人のお客様のみ選択可能です。詳細は下記の表をご覧ください。

	レバレッジ	証拠金率
スタンダード 25 倍コース	25 倍	4%
低レバレッジ 10 倍コース	10 倍	10%
低レバレッジ 5 倍コース	5 倍	20%
レバレッジなしコース	1 倍	100%

（法人口座）

一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率（ただし、レバレッジには上限が設定されます。詳細は当社 FX ルールをご参照ください。）

3. 証拠金の返還

お客様の出金は、FX 口座から総合口座への振替手続の後、総合口座より出金手続を行っていただくことでできます。

FX 口座から総合口座に振替可能な金額の計算は、次のように行います。

預託証拠金（現金）－必要証拠金総額－決済損－建玉評価損

なお、取引日の 15：45 以降に総合口座から FX 口座に振り替えた資金は、翌日のデータ一括処理終了後、再度総合口座に振り替えることができます。

4. スワップポイント

- スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の間の金利差調整額のことをいいます。ロールオーバーするごとに発生し、建玉の決済時点でスワップポイントの精算を行います。 したがって、決済による損益の結果は、各通貨の市場価格の変動の

ほか、スワップポイントの変動にも影響を受けますので注意が必要です。

- スワップポイントは、通貨間の金利差やロールオーバーする日数を基に当社が計算します。各国の金利情勢等により変動し、実績を WEB サイトで公開しています。
- スワップポイントの額は、その時々の金利情勢、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。また、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントには差があります。

5. 証拠金の種類および維持率の計算方法

① 必要証拠金

新規注文と保有建玉の維持に必要となる証拠金であり、以下の通り計算します。

ポジション必要証拠金＋注文証拠金

② ポジション必要証拠金（※）

建玉の維持に必要となる証拠金であり、以下の通り計算します。

当社生成レート×建玉数量×レバレッジコースごとの証拠金率

③ 注文証拠金（※）

新規注文の際に必要となる証拠金であり、以下の通り計算します。

当社生成レート×注文数量×レバレッジコースごとの証拠金率

④ 証拠金余力

新規建注文をする際に利用できる証拠金であり、以下の通り計算します。

純資産－必要証拠金総額

⑤ リアルタイム維持率

FX 口座のポジション必要証拠金に対する純資産の割合を示し、追加証拠金やロスカットの判定基準となります。

（純資産－注文証拠金）÷ポジション必要証拠金×100

※通貨ペアごとに売買区分別のポジション必要証拠金・注文証拠金を算出し、大きい方を採用します。複数通貨ペアで両建てしている場合は、通貨ペアごとに計算し、合算します。

6. 追加証拠金

一日の取引終了時点において、リアルタイム維持率が 100%を下回っていた場合、不足している証拠金額分の追加証拠金（現金部分が負の金額となった場合の当該負の金額については現金で）として翌取引日 15:00 までに当社に差し入れていただくか、全部または一部の建玉を決済していただきます。ただし、通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合（クリスマス休暇、年末年始等）には、事前に告知のうえで、日時を繰り上げる場合があります。

7. ロスカット等の取扱

① ロスカットルール

リアルタイム維持率が設定されているロスカット率を下回ったと判定された場合、それ以上の損失拡大を防止するために、ロスカットが発動し、お客様の注文および建玉は次のような取扱となります。

ロスカットの監視は、リアルタイム維持率に応じて行います。

- 新規の未約定注文がある場合は、全て強制的に取り消されます。
- 新規の未約定注文がない場合または取り消し後もリアルタイム維持率が設定されているロスカット率を下回っている場合、発注されている注文を全て取り消して、全ての建玉を当社生成レートをもって強制的に反対売買（ロスカット注文）することにより決済します。
- 相場の急変動やスプレッドの拡大により、ロスカット率を下回っていると判定された時点と異なる当社生成レートで決済されることで、損失がロスカット時点での証拠金が保全されるものではなく、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

② ロスカット等の証拠金維持率の設定について

個人のお客様は、ロスカット率を（50% / 60% / 70% / 80% / 90%）から選択可能ですが、法人のお客様は 100%固定になります。

③ ロスカットの監視間隔について

ロスカットの監視は、リアルタイム維持率に応じて、以下に定める周期を超えないように行います。

ただし、相場の急変動やスプレッドの拡大等の原因により、監視が設定通りの間隔で行えない場合があります。

維持率	維持率≦200%	200%＜維持率
周期	60 秒	300 秒

8. 強制決済について

次のケースに該当するお客様につきましては、当社の任意により、お客様の口座において全ての建玉の反対売買を行います。

① 追加証拠金の発生した取引日の翌取引日の 15:00 までに、追加証拠金の解消が確認できていない場合

※追加証拠金発生以降、為替相場の変動により証拠金維持率が 100%以上になったとしても、追加証拠金の差入れまたは建玉の決済は必要です。追加証拠金の解消が確認できていない場合は、当社の任意により、お客様の口座において全ての建玉の反対売買を行います。

※通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合（クリスマス休暇、年末年始等）には、事前に告知のうえで、日時を繰り上げる場合があります。

② その他、当社取引規程の定めにより期限の利益の喪失の事由に該当した場合

9. 小数点の取扱いについて

必要証拠金(円換算)について、小数点第 3 位まで計算します(小数点第 4 位以下は切り上げます)。評価損益および決済損益については小数点第 3 位まで計算します(小数点第 4 位以下は切り捨てます)。スワップ金額はスワップ付与時、および建玉決済時において、正の場合は小数点第4位以下を切り捨て、負の場合は小数点第4位以下を切り上げます。FX 口座から総合口座への振替可能金額は 1 円以上となります。振替後のお客様の残高が 1 円未満となった際は、当社において残高 0 円として処理できるものとします。

店頭外国為替証拠金取引の手続について

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続の概要は、次の通りです。

1. 取引の開始

① 本説明書の交付

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

② FX 口座の開設

FX 口座の開設にあたっては、あらかじめ総合口座を開設していただくか、または総合口座の開設申込を同時に行う必要があります。また、外国為替証拠金取引（FX）取引規程および当社 FX ルールについて、ご理解・ご納得いただく必要があります。また、FX 口座の開設にあたっては審査があります。一定の投資経験、知識、資力等が必要であり、審査の結果、口座の開設に応じられないこともあります。

2. 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に

指示してください。注文は取引システム（インターネット）にて発注することができます。

a） 注文する通貨の組合せ（通貨ペア）
b） 新規取引または決済取引の別
c） 売付取引または買付取引の別
d） 注文数量
e） 注文価格（指値または逆指値）
f） 注文の有効期間
g） その他の注文条件

3. 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に証拠金受領書を交付します。

4. 転売または買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売または買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、お客様にとって、スプレッド、手数料および証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5. 注文をした取引の成立

取引あるいは証拠金の入出金が行われた場合、当社は、一日分のこれら取引等をまとめて、取引内容、建玉、証拠金額等を記載した「取引報告書兼証拠金受領通知書」を交付します。

6. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、四半期毎（取引があった月には当該月毎）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、交付します。

7. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義

があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替証拠金取引、または顧客のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為(以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

a．外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方とし、または顧客のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

b．顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

c．外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問しまたは電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)

d．外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

e．外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

f．外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為

g．外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為

h．外国為替証拠金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為

ｉ．外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為

ｊ．本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと

ｋ．外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

ｌ．外国為替証拠金取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）

ｍ．外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為

ｎ．外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為

ｏ．外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

ｐ．外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

ｑ．あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替証拠金取引をする行為

ｒ．個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為

ｓ．外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

ｔ．外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

ｕ．外国為替証拠金取引につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が維持必要預託額（最低維持基準）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

ｖ．外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

ｗ．顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

ｘ．顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）

ｙ．顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

<u>外国為替証拠金取引に関する主要な用語</u>

■受渡決済

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ることにより決済する方法をいいます。

■売建玉

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

■オファー

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。

■買建玉

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

■買戻し

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

■カバー取引

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引をいいます。

■金融商品取引業者

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

■裁判外紛争解決制度

訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。ＡＤＲともいいます。

■差金決済

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

■指値注文

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

■証拠金

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる証拠金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があることがあります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

■スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

■スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格または顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

■追加証拠金

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

■デリバティブ取引

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。

■店頭外国為替証拠金取引

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

■店頭金融先物取引

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

■店頭デリバティブ取引
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
■転売
買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
■特定投資家
店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。
■値洗い
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続を値洗いといいます。
■ビッド
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。
■ヘッジ取引
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。
■両建て
同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
■ロスカット
顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。
■ロールオーバー
店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

外国為替証拠金取引に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

・個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

※　復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対して 0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

・外国為替証拠金取引の譲渡所得に係る所得（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所（所在地）、氏名（法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。
なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社の概要

商　号　等	松井証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第 164 号
本店所在地	〒102-8516　東京都千代田区麹町 1-4　半蔵門ファーストビル
連　絡　先	FX サポート　0120-937-252(03-5216-0629)
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	119 億円　(※)
主 な 事 業	金融商品取引業
設　　立	1931 年 3 月

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業です。
当社が提供する FX（外国為替証拠金取引）は、金融商品取引法に定める店頭デリバティブ取引のうち、一般社団法人金融先物取引業協会の定める店頭金融先物取引の 1 つです。当社が提供する金融先物取引は通貨関連店頭デリバティブ取引である FX の 1 種類です。

※　当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社 WEB サイト上でご確認ください。

2026 年 2 月

金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。）

この書面をあらかじめ十分にお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して管理します。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

・ 株券、出資証券、投資証券等の有価証券（※）や金銭を当社の口座でお預り・管理するための料金は頂戴しません。

・ ただし、次にあげる法人に該当するお客様は、各情報ベンダー（取引所、QUICK 等）に 1 会員 ID あたり当社が負担している利用料金相当額を負担していただくため、特別課金（年間 30,000 円（税込 33,000 円））の対象となります。

1）上場会社
2）資本金が1億円超の未上場会社
3）宗教・学校法人等（株式会社・（特例）有限会社・合資会社・合名会社・合同会社以外の法人）
4）次の事項を目的とする法人
証券取引、有価証券の売買、金融取引、投資顧問、証券・金融市場情報の2次利用

なお、4）に該当する法人のお客様は、利用料相当額を当社が負担しますので、お客様の利用料金負担はありません。

また、口座開設月から 1 年間は無料となります。その後もネットストック口座で年 1 回以上のお取引がある場合、利用料金負担は発生しません。

・ 株式等の口座間での振替を行う際、当社は所定の手続料を申し受けることができるものとし、その上限は、銘柄ごと 1 回の振替につき 3,000 円（税込 3,300 円）とします。ただし、国内の金融商品取引所に上場している有価証券等の次にあげる振替は除きます。

1）贈与支援サービスを利用した振替
2）相続による振替
3）同名義口座間の振替

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

（※）社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取

扱う振替株式等を含んでいます。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預り・管理し、法令に従って当社の固有財産と分別して管理します。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、ネットストック口座を開設していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

※取扱商品以外の入庫はご容赦ください。なお、取扱商品でも入庫に応じかねることがあります。

この契約の終了事由

当社の松井証券取引規程に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- お客様が当社所定の手続により、利用中止の申出をされた場合
- お客様が本規程、その他法令等に違反し、当社が解約を通告した場合

当社の概要

商　号　等	松井証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 164 号
本店所在地	〒102-8516　東京都千代田区麹町 1-4　半蔵門ファーストビル
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	119 億円　（※）
主 な 事 業	金融商品取引業
設　　立	1931 年 3 月
連　絡　先	顧客サポート　0120-953-006（03-6387-3666）

※ 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社 WEB サイト上でご確認ください。

2022 年 4 月

株式等振替決済口座管理約款

第 1 条(この約款の趣旨)

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う振替株式等(ほふり(証券保管振替機構)(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。)に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

第 2 条(振替決済口座)

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2. 振替決済口座には、振替法に基づき、当社の認める範囲内で、所定の手続きにより使用目的に応じた内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)等と、それ以外の振替株式等の記載または記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

3. 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録いたします。

第 3 条(振替決済口座の開設)

振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当社所定の口座開設申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行います。

2. 当社は、お客様から口座開設申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3. 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第 3 条の 2(共通番号の届出)

お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行います。

第 4 条(当社への届出事項)

口座開設申込書に記載された住所、氏名または名称、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者の役職氏名および押印された印影等をもって、住所、氏名または名称、生年月日、共通番号、お届けの印鑑等とします。

2. お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等(以下

「外国人等」といいます。)である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨を届出いただきます。この場合、在留カード等の当社が求める書類を提出いただくことがあります。

第 5 条(加入者情報の取扱いに関する同意)

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載または記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、同意いただいたものとして取扱います。

第 5 条の 2(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、同意いただいたものとして取扱います。

第 6 条(共通番号情報の取扱いに関する同意)

当社は、お客様の共通番号情報（氏名または名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第 7 条(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)

当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、同意いただいたものとして取扱います。

2. 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替受益権または振替上場投資信託受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、同意いただいたものとして取扱います。

(1) 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知(以下第 25 条において「総株主通知等」といいます。)

(2) 個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知

(3) 株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第 21 条第 2 項に規定する書面交付請求をいいます。)

第 8 条(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第 1 項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第 198 条第 1 項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、同意いただいたものとして取扱います。

第 9 条(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、同意いただいたものとして取扱います。

第 10 条(振替の申請)

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、当社所定の手続きにより、振替の申請をすることができます。

(1) 差押えを受けたものその他の法令諸規則により振替またはその申請を禁止されたもの

(2) 法令諸規則により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの

(3) 機構の定める振替制限日およびその前後一定の期間を振替日とするもの

(4) 約款、約諾書および当社取引規程の定めに基づき、振替が制限されるもの

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、当社所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出の印鑑により記名押印してご提出ください。

(1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替株式等の銘柄および数量

(2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされる口座の内訳区分

(3) 前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者または受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名または名称および住所ならびに第 1 号の数量のうち当該株主等ごとの数量

(4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名または名称および住所ならびに第 1 号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量

(5) 振替先口座

(6) 振替先口座において、増加の記載または記録がされる口座の内訳区分

(7) 前号の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等

(8) 振替を行う日

3. 前項第 1 号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その振替上場投資信託受益権の 1 口の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 5 号の提示は必要ありません。また、同項第 6 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5. 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取扱います。

6. 第 2 項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権を同項第 5 号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して、当社所定の手続きにより、当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第 11 条(他の口座管理機関への振替)

当社は、お客様から申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申込みください。

第 12 条(担保の設定)

お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、第 10 条第 1 項に定める事由により振替を受付けることができない場合を除き、当社所定の手続きにより振替を行います。

2. お客様の振替株式等を当社に担保として差入れる場合、当該振替株式等については、他の口座管理機関を通じて管理される場合があります。この場合、当社が当該他の口座管理機関を通じて機構に通知する加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、当該手続きに伴い、当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき同意いただいたものとして取扱います。

第 13 条(登録質権者となるべき旨の申出)

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、当社所定の手続きにより、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をすることができます。

第 14 条(担保株式等の取扱い)

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、当社に対し、当社所定の手続きにより、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出または特別受益者の申出をすることができます。

2. お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権および担保受益権または株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権および新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

3. お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載または記録がなくなったときまたは当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権もしくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたときもしくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権もしくは当該振替新投資口予約権の数についての記載もしくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第 15 条(担保設定者となるべき旨の申出)

お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替優先出資)について、当社に対し、当社所定の手続きによ

り、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
2. お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、当社に対し、当社所定の手続きにより、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第 15 条の 2(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)

当社が、お客様による権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上場株券等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。
(1) 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとすること
(2) 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること(需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。)および本件貸借取引(前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。)に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
(3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること
(4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
(5) お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入れの担保として日本証券金融株式会社に差入れること
(6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
(7) 第 4 号および第 5 号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務がすべて履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること
2. 次の各号に掲げる事由がお客様または当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客

様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。
(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
(3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
(4) 支払を停止したとき
(5) 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が発送されたとき
(6) 手形交換所または電子記録債権法第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
(7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
(8) 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めたとき
3. 第 1 項および第 2 項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。
4. お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
5. お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第 1 項から第 4 項、第 6 項および第 7 項の取扱いが優先して適用されます。
6. 第 1 項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客様名および当社名を記載した書面(お客様から担保として提供された上場株券等について、第 1 項第 5 号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合：第 1 項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。)
7. 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第 16 条(信託の受託者である場合の取扱い)
お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載または記録がされている振替株式等について、当社に対し、当社所定の手続きにより、信託財産である旨の記載または記録をすることを請求することができます。

第 17 条(振替先口座等の照会)
当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあり

ます。
2. お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
3. お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第 18 条(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)

お客様は、その振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
2. お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様の請求に応じて当社からお客様に支払います。

第 19 条(振替新株予約権付社債等の償還または繰上償還が行われた場合の取扱い)

お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、償還または繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

第 20 条(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

お客様が振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載または記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)について、当社に対し、当社所定の手続きにより、一部抹消の申請をすることができます。

第 20 条の 2

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

第 21 条(個別株主通知等の取扱い)

お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。
2. お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定

に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託および投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
3. 前 2 項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第 22 条(単元未満株式の買取請求等)

当社は、お客様の振替決済口座に記載または記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等を受付ける際は、お客様より所定の手続料等の諸費用を申し受けます。この際、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うよう手続きを行います。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
2. 前項の手続きは、機構が定める取次停止期間等により振替を行うことのできない場合、受付けることはできません。
3. お客様は、第 1 項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行う必要があります。
4. お客様は、第 1 項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行う必要があります。
5. お客様は、第 1 項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行う必要があります。

第 23 条(会社の組織再編等に係る手続き)

当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。
2. 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。

第 23 条の 2(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)

当社は、振替上場投資信託受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
2. 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

第 23 条の 3(振替受益権の併合等に係る手続き)

当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
2. 当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加ま

たは減少の記載または記録を行います。

第 23 条の 4(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

振替決済口座に記載または記録されている振替上場投資信託受益権または振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わって手続きを行います。

2. 振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

第 24 条(配当金等に関する取扱い)

お客様は、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込の方法により配当金または分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、当社所定の手続きにより、発行者に対する配当金または分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

2. お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金受領口座」といいます。)への振込により、お客様が保有する全ての銘柄の配当金または分配金を受領する方法(以下「登録配当金受領口座方式」といいます。)またはお客様が発行者から支払われる配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金または分配金を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、配当金等振込指定の取次ぎの請求をする必要があります。

3. お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、同意いただいたものとして取扱います。

(1) お客様の振替決済口座に記載または記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量に係る配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

(4) お客様に代理して配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金または分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金または分配金支払債務が消滅すること。

(6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ　機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
ロ　機構加入者
ハ　他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者または会社法第 225 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
4.　登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第 24 条の 2（振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）
振替受益権について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行う際は、当社は所定の手続料等の諸費用を申し受けることができるものとします。
なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款等により管理することがあります。
2.振替受益権の信託財産について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行う際は、当社は所定の手続料等の諸費用を申し受けることができるものとします。
3.当社は、信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等、当社取扱商品の範囲その他の事由により、前 2 項に定める転換請求の取次ぎを行うことができないと判断した場合、転換請求の取次ぎを行いません。

第 24 条の 3（振替受益権の信託財産の配当等の処理）
振替受益権の信託財産に係る配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第 24 条の 4（振替受益権の信託財産に係る議決権の行使）
振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第 24 条の 5（振替受益権に係る議決権の行使等）
振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第 24 条の 6（振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等）
振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第 24 条の 7（振替受益権の証明書の請求等）

お客様は当社に対し、当社所定の手続きにより、当社所定の手続料等の諸費用を支払ったうえで、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を請求することができます。

2. お客様は、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

第 25 条（総株主通知等に係る処理）

当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

2. 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者および受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

3. 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

4. 当社は、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取扱います。

第 26 条（お客様への連絡事項）

当社は、振替株式等について、次の事項をお客様に通知します。

(1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

(2) 残高照合のための報告

(3) お客様に対して機構から通知された事項（間接口座管理機関である場合に限ります。）

2. 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上行います。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。その内容にご不明な点があるときは、すみやかに当社のお

客様相談室に直接ご連絡ください。
3. 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
5. 当社は、第 2 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。
(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第 27 条(振替新株予約権等の行使請求等)
お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
2. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
3. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求および当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日および当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
4. 前 3 項の発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求および当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
5. お客様は、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
6. お客様は、前項に基づき、振替新株予約権または振替新投資口予約権について新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口

座への当該新株予約権行使または新投資口予約権行使に係る払込金の振込を委託していただくものとします。
7. お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間または新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権または振替新投資口予約権の抹消を行います。
8. お客様は、当社に対し、第 1 項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
9. 前 8 項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第 28 条(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。
2. 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、同意いただいたものとして取扱います。

第 29 条(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。)は、当社に対し、所定の手続きにより、当社所定の手続料等の諸費用を支払ったうえで、振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第 222 条第 3 項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
2. お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第 222 条第 5 項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

第 30 条(振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求)

お客様は、当社に対し、当社所定の手続きにより、当社所定の手続料等の諸費用を支払ったうえで、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書面(振替法第 277 条に規定する書面をいいます。)の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
2. 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

第 31 条(届出事項の変更手続き)

印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によりお手続きいただくものとします。この場合、「運転免許証」、「住民票」、「印鑑証明書」、「個人番号カード」等の本人確認書類を提出いただくこと等があります。

2. 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替または抹消、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3. 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第 32 条(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意)

機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、同意いただいたものとして取扱います。

第 33 条(口座基本料)

当社は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2. 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の振替や売却代金の支払いの請求には応じないことがあります。

3. 当社は、お客様の取引状況、また、法人においてはその形態によって口座基本料を免除することができます。

4. 第 1 項に定める料金は、経済情勢その他の事情によりこれを改定できるものとします。

第 34 条(当社の連帯保証義務)

機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

(1) 振替株式等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金および利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等ならびに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務

(2) その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 35 条(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、または当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が自身の振替口座簿への記載ま

たは記録につき権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載または記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。
(1) 銘柄名称
(2) 当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載または記録をする当社の直近上位機関およびその上位機関(機構を除きます。)
(3) 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載または記録がなされる場合、前号の直近上位機関およびその上位機関(機構を除きます。)の顧客口に記載または記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

第 36 条(機構において取扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)
当社は、機構において取扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
2. 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第 37 条(契約の解除等)
次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをとっていただく必要があります。
(1) お客様から解約の申出があった場合
(2) お客様が手数料等の諸費用または必要な口座基本料を支払わないとき
(3) お客様がこの約款に違反したとき
(4) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき
(5) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
(6) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
(7) 当社取引規程に定める口座解約事由に該当したとき
(8) その他やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
2. 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、すみやかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へ振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
(1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合
(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるときまたはお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき

(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合

3. 前 2 項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、所定の遅延損害金を申し受けることができるものとします。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いいただくものとします。

4. 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 33 条第 1 項の方法に準じて徴収することができるものとします。この場合、第 33 条第 2 項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第 38 条(解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替株式等および金銭については、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行うこともできるものとします。

第 39 条(緊急措置)

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、または店舗・施設等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第 40 条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 31 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 各種取引規程に基づき、お客様のログイン ID、パスワード、取引暗証番号等または申出の本人特定事項の一致を確認し、もしくはお客様端末における生体情報等の認証によりパスキーを用いて認証され、電磁的方法または電話による申請に基づき行った振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いについて、お客様の意思に基づかない申請がなされたため生じた損害

(4) 依頼書に使用された印影または署名が届出の印鑑または署名鑑と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

(5) お客様が電磁的方法または電話による申請を行う際に利用したログイン ID、パスワード、取引暗証番号等または申出の本人特定事項もしくは認証に用いるパスキーが、当社がお客様に割当てている内容またはあらかじめお客様が当社に届け出ている内容と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

(6) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替または抹消にただちには応じられない場合に生じた損害

(7) 電信または郵便の誤謬、遅延またはシステム、回線、機器の障害等当社の責めによらない事由で生じた障害が発生した場合に生じた損害

(8) 前 2 号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、または第 18 条および第 24 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(9) 第 39 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 41 条(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管および振替に関する法律(以下「保振法」といいます。)第 2 条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第 1 号から第 5 号までに掲げる事項につき、同意いただいたものとして取扱います。

(1) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

(2)当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものを除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当社で取扱うことのできる当該特例新株予約権付社債の提出を受けた場合には、イおよびロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびにハからへに掲げる事項につき、同意いただいたものとして取扱うこと。

イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請。

ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等。

ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取次ぐこと。

ニ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の 5 営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日および機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受付けないこと。

ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。

ヘ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。

(3) 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載または記録された振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券および協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。

(4) 当社は、施行日後当社の定める期間を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。

(5) 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

第 41 条の 2(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例上場投資信託受益権に関する規定】)

お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券の提出を受けた場合には、第 1 号および第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、同意いただいたものとして取扱います。

(1) 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載また

は記録に関する機構への申請
(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
(4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること
(5) 機構が必要と認める日においては、第１号に掲げる申請を受付けないこと

第41条の3(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例受益権に関する規定】)
「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61 条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うことならびに第3号から第5号までに掲げる事項につき、同意いただいたものとして取扱います。
(1) 振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
(4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること
(5) 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受付けないこと
(6) 振替口座簿の記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

第 42 条(この約款の変更)
この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに松井証券取引規程に定める方法により周知します。

第 43 条(個人情報等の取扱い)
お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
2. 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
③ ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3. 米国籍の上場投資信託を受託有価証券（信託財産）とする有価証券信託受益証券（ＪＤＲ）について、その信託財産から分配金もしくは配当金を受領する場合、当該ＪＤＲの受託者が米国歳入庁に対し、受益者に関する情報を提供することで、日米租税条約上の軽減税率（10%）を適用することが可能となります。当社は、上記の軽減税率を適用するため、この約款の定めにより、分配金もしくは配当金に係る権利確定日において該当銘柄を保有するお客様の情報（氏名、住所、加入者口座コード、対象銘柄名、対象銘柄の保有口数、米国源泉適用税率）が、当該ＪＤＲの受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行および米国歳入庁へ電子データの送信により提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。ただし、お客様より本項の情報提供について停止の請求があった場合、当社は当該請求をされたお客様に関する情報提供を停止します。

以上

2026 年 3 月

当社の概要
商号等　　松井証券株式会社
本店所在地　〒102－8516　東京都千代田区麹町 1－4　半蔵門ファーストビル
連絡先　　顧客サポート　0120-953-006(03-6387-3666)

上場有価証券等書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等(※1)を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料などの諸費用について」に記載の売買手数料をいただきます。
・上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
・外国証券の売買等にあたっては、外国金融商品市場等における現地手数料および公租公課その他の賦課金が発生します。
・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※2)といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。一般に取引量の少ない銘柄は、上記のリスクがより高くなります。
・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。一般に新興市場向けとされる市場では、上記のリスクがより高くなります。
・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合や増資等の場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

外国証券のお取引にあたってのリスクについて

・外国証券は外貨を基準通貨としています。したがって、円から投資した場合には、外国

為替相場の変動によって、円換算した投資元本を割り込むことがあります。・外国証券は、様々な国の発行者によって発行されます。したがって、その国の政治・経済・社会情勢の影響を受けることがあります。
・外国証券は、流通市場における売却が可能とされていますが、市場環境の変化等により流動性(換金性)が低くなる可能性があります。
・国内金融商品取引所に上場している外国株式等を除いて、大部分の外国証券は、日本の金融商品取引法におけるディスクロージャー制度の適用を受けていません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場または外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- 私設取引システムへの媒介、取次ぎまたは代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- 上場有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

当社の概要

商　号　等	松井証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第 164 号
本店所在地	〒102-8516　東京都千代田区麹町 1-4　半蔵門ファーストビル
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	119 億円(※3)
主 な 事 業	金融商品取引業
設　　立	1931 年 3 月
連　絡　先	顧客サポート　0120-953-006(03-6387-3666)

レバレッジ型、インバース型ＥＴＦおよびＥＴＮのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN (※4) のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN は、中長期にわたる投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型の ETF および ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは上記連絡先にお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で

指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引および発行日取引は含まれません。

※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※3　当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社 WEB サイト上でご確認ください。

※4　「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し 1 日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）および指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF および ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）1 を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス 1 倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※5 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。※6「航空法」「電波法」「放送法」「NTT 法(日本電信電話株式会社等に関する法律)」により、外国人等の保有比率が一定割合に制限されている銘柄は、外国人等のお客様の売買に制限はありませんが、制限比率を超えている場合、権利確定日に当社でお預りしている場合でも、発行会社の株主名簿への記載が拒否されることがあり、その場合は配当等の株主の権利を取得することができませんので、あらかじめご了承ください。

〇その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）でご確認いただけます。

2022 年 4 月

保護預り約款

第 1 条(この約款の趣旨)

この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第 2 条(保護預り証券)

当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2. 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところにより、お預りします。

3. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第 3 条(保護預り証券の保管方法および保管場所)

当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別保管に関する規定に従って次のとおりお預りします。

(1) 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管等は、別途外部に委託することがあります。

(2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。

(3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特に申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。

(4) 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第 4 条(混合保管等に関する同意事項)

前条の規定により混合して保管する証券については､次の事項につき同意いただいたものとして取扱います。

(1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。

(2) 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたは返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第 5 条(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第 6 条 (共通番号の届出)

お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号 (番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同上第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行います。

第 6 条の 2(当社への届出事項)

「口座開設申込書」に記載された住所、氏名または名称、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者の氏名および押印された印影等をもって、住所、氏名または名称、生年月日、共通番号、お届けの印鑑等とします。

2. お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下「株券等」といいます。）にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨を届出いただきます。この場合、在留カード等の当社が求める書類を提出いただくことがあります。

第 7 条（保護預り証券の口座処理）

保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2. 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

第 8 条（担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第 9 条（お客様への連絡事項）

当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

(1) 名義書換または提供を要する場合には、その期日。なお、グリーンシート銘柄については、当社の通知にかかわらず、お客様ご自身で基準日（株主名簿の基準日（会社法第 124 条に定める一定の日）等）までに名義書換請求を行うものとします。

(2) 混合保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還額。

(3) 最終償還期限。

(4) 残高照合のための報告。ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告。

2. 残高照合のための報告は、1 年に 1 回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には毎月）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより 3 か月に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。その内容にご不明な点があるときは、すみやかに当社のお客様相談室に直接ご連絡ください。

注：デリバティブ取引とは、日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第 9 条第 1 項第 2 号イまたはロに該当する取引をいう。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

4. 当社は、第 2 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。

(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第 10 条(名義書換等の手続きの代行等)

当社は、株券等の名義書換の取次等に係るサービスに基づく依頼があるときは、当該手続を代行します。
2. 前項の場合は、所定の手続料等の諸費用をいただく場合があります。

第 11 条(償還金等の代理受領)

保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)または利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、請求に応じてお支払いします。

第 12 条(保護預り証券等の返還)

保護預り証券の返還を請求するときは、当社所定の方法によりお手続きください。

第 13 条(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

当社は、次の場合には前条の手続きをまたず保護預り証券の返還の請求があったものとして取扱います。
(1) 保護預り証券を売却される場合。
(2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨の指示があった場合。
(3) 当社が第 11 条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合。

第 14 条(届出事項の変更手続き)

届出事項を変更するときは、その旨を当社に申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「住民票」、「印鑑証明書」、「個人番号カード」等の本人確認書類を提出いただくことがあります。
2. 前項により届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還の請求には応じません。

第 15 条(口座基本料)

当社は、口座を設定したときは、その設定時および口座設定後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
2. 当社は、前項の場合、売却代金等のお預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還の請求には応じないことがあります。
3. 当社は、お客様の取引状況、また、法人においてはその形態によって口座基本料を免除することができます。
4. 第 1 項に定める料金は、経済情勢その他の事情によりこれを改訂できるものとします。

第 16 条(契約の解除)

次に掲げる場合は、契約は解約されます。
(1) お客様から解約の申出があった場合。
(2) 前条による料金の計算期間が満了したときに、保護預り証券・現金の残高がなく(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く。)、必要な口座基本料の入金がない場合。
(3) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社

会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合。
(4) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき。
(5) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき。
(6) 当社取引規程に定める口座解約事由に該当したとき。
(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合。

第 17 条(解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。
2. 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示または前条第 3 号から第 5 号までに該当する場合は当社の判断によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第 18 条(公示催告等の調査等の免除)

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権判決の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査および通知は行いません。

第 18 条の 2(緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第 19 条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
(1) 当社が、当社所定の証書に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑が相違ないものと認め、保護預り証券を返還した場合。
(2) 各種取引規程に基づき、お客様のログイン ID、パスワード、取引暗証番号等または申出の本人特定事項の一致を確認し、もしくはお客様端末における生体情報等の認証によりパスキーを用いて認証され、電磁的方法または電話による申請に基づき行った保護預り証券の返還等について、お客様の意思に基づかない返還等がなされたため生じた損害。
(3) 当社が、当社所定の証書に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑と相違するため、保護預り証券を返還しなかった場合。
(4) お客様が電磁的方法または電話による手続きを行う際に利用したログイン ID、パスワード、取引暗証番号等または申出の本人特定事項もしくは認証に用いるパスキーが、当社がお客様に割当てている内容またはあらかじめお客様が当社に届け出ている内容と相違するため、保護預り証券を返還等しなかった場合に生じた損害。
(5) 第 9 条第 1 項第 1 号の通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつき依頼がなかった場合。
(6) お預り当初から保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があった場合。
(7) 天災地変等の不可抗力により、返還の請求にかかる保護預り証券の返還が遅延した場合。
(8) 電信または郵便の誤謬、遅延またはシステム、回線、機器の障害等当社の責によらない事由で障害が生じた場合。

第 20 条(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成 21 年 1 月 5 日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「振替法」といいます。)が施行されています。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券については、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとして手続きできるものとします。この場合、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定める約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えることができるものとします。

第 21 条(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの。)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第 1 号から第 5 号までに掲げる事項につき、同意いただいたものとして取扱います。

(1) 社振法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと。

(2) 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること。

(3) 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと。

(4) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

(5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

第 22 条(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)

当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。平成 21 年 1 月 5 日から廃止されています。以下同じ。) 第 2 条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第 1 号から第 14 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) 振替法の施行日(平成 21 年 1 月 5 日。以下「施行日」といいます。)の 1 か月前の日以降、施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないことおよびお預りした株券等を返還しないこと。

(2) 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと。

(3) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

(4) 施行日の 1 か月前の日から施行日の 2 週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券等を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨および担保権の設定状況をお客様に通知すること。

(5) 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報(氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。)を機構に通知すること。

(6) 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様

が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。
(7) お客様の氏名または名称および住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第 5 号の通知の際、その全部または一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。
(8) 当社が第 5 号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。
(9) 施行日以降、当社は他の口座管理機関を通じて株券等の管理を行う場合があること。
(10) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様およびお客様の預託投資証券(施行日前日に機構が保管振替機関(保振法第 2 条第 2 項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。)として取扱うものに限ります。)に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客様または当該質権者に係る事項等を記載または記録すること。
(11) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様およびお客様の預託優先出資証券(施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。)に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客様または当該質権者に係る事項等を記載または記録すること。
(12) 発行者に対する前 2 号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと。
(13) 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。
(14) 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

第 23 条(この約款の変更)
この約款の変更に関する取扱いは、松井証券取引規程の定めを準用します。

第 24 条(個人情報等の取扱い)
米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。
① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
③ ＦＡＴＣＡの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上
2026 年 3 月

当社の概要
商号等　　松井証券株式会社

本店所在地　　〒102-8516　東京都千代田区麹町 1-4　半蔵門ファーストビル
連絡先　　顧客サポート　0120-953-006(03-6387-3666)